

平成 29(2017)年 12 月 07 日

「養生所等遺蹟の破壊を表明し、旧佐古小学校跡へ校舎等建設を強行する宣言(H29.11.17 公印付市長名の当会への回答文書)」に対する見解

養生所等遺蹟の完全保存を実現する市民の会

代表世話人 高橋正行(元佐古小学校育友会会長)

鮫島和夫(元長崎総合科学大学教授)

相川忠臣(長崎大学名誉教授)

連絡先: 長崎市筥町 2-35 高橋正行

電話: [REDACTED]

田上富久長崎市長宛に、当会が発した(2017.11.6 付)文書「長崎市の不実記載文書の回覧要請に抗議し撤回を求める」に対して、長崎市は平成 29(2017)年 11 月 17 日付で「長崎市立仁田佐古小学校校舎等建設計画に係る回覧文書について」と題する長崎市長名の公印押印文書を当会に手渡した。「回覧要請文書」は当会の養生所等遺蹟保存に関する市民投票条例制定を求める署名活動を妨害する文書であるから、11 月 10 日を期限として早急な回答を要請していた。再三の当会の催促にも関わらず市長未決済を理由に返答を延ばし、我々の署名簿提出直後の 11 月 17 日午後になって上記「回答文書」を出した。この「回覧要請文書」発出に始まる一連の対応は、署名活動への妨害意図が強く現れたものとなっている。「回答」に言寄せて、署名活動の結果如何に関わらず、市民の声には一切聞く耳を持たないことを、署名簿提出直後の回答が物語っており、長崎市の傲慢な対応に怒りを禁じ得ない。

「回答文書」は、当会が指摘した条例制定請求署名活動への妨害について一切触れず、反省・謝罪の言質もない。当会の質問の諸点に対してはまともな回答をせず、居直っている。さらに重大なのは、「回答文書」に前文を付し、遺蹟を破壊してその上に「学校を建てることで、子どもたちの向学意欲を高めることができる」「敷地がまとまっている」「(現仁田佐古小)校舎の老朽化が進んでおり、耐震化工事も施していない」から一日も早い新校舎建設が求められているとして現建設計画の強行を宣言していることである。遺蹟は養生所の一部露出展示、分析究理所の基礎遺蹟は校舎の基礎杭工事(少なくとも直径 180cm で 2 本)で破壊し「記録保存」とするのにも関わらず一切触れず、他の階段や擁壁のみ取り上げて「埋戻し保存(半永久的に見えない化)」を回答している。「保存」という言葉を以って破壊を宣言している。

一片の文化遺産への理解や学校建設への合理的判断もなく、校舎等建設を現計画で強行する異常さは驚愕の外ない。世界遺産級の養生所等遺蹟を破壊した上に建設された校舎で、子供達の向学意欲が高められるなど度し難いまでに倒錯した感覚は恐怖すら覚える。遺蹟が保存されれば、復元の可能性も高く、日蘭の旗が小島の丘に翻り、両国そして長崎-ライデンの親善友好交流の象徴、物理・化学・薬学・植物学など我が国自然科学と医学・病院発祥の地、日本近代化の聖地として、子供達はじめ長崎市民の誇りの場所となる。近くでその具体的な全貌を体感できる方が、はるかに向学心を高めるのではないだろうか。

小学校の建設場所についてはまともなアセスメント(事前評価)を行った形跡が見られない。①校地の広さ、②校舎等配置の容易さ、③子供の通学はじめアクセスの良否、④地盤の良否、⑤工事の容易さ、⑥遺蹟発掘など校舎建設上の障害条件、⑦学童保育や地域交流施設など地域要求への対応の可能性、⑧全体としての経費や建設に要する時間など多くの項目にわたって公正公平な観点からの評価を、建設懇話会や PTA、地域住民に示され、判断を求めなければならなかった。全ての項目にわたって、旧仁田小の方が旧佐古小に優っている。旧佐古小は、もともと狭い校地な

のに外周道路建設で運動場はじめ校地が一回り狭くなり、遺跡の存在のため窮屈な平面計画となり、地域からの施設要求に応える余裕もない。長崎市は校地の箇所数が2か3かだけを強調し、旧佐古小跡を優位と言い張っているが、旧仁田小はグラウンドと校舎地の2箇所だけでも十分広い。アクセスの点では多くの子供が校区の山手側から通っている現状から、廃校の決まっている大浦中学校跡への移設の声さえある。まともにアセスメント(*添付資料)をすれば選ばれることのない佐古小跡が決定したこと自体に、大きな疑念が生じる。

「現仁田佐古小学校(旧仁田小)が老朽化し、耐震化工事も実施していないので、早期の新校舎建設が求められる」と市は建設を煽るが、これまでの経緯を見ると仰天する。旧佐古小学校は耐震化工事が実施されていた。それを壊して、耐震工事未実施の旧仁田小学校に全生徒を通わせているのは教育委員会と市中枢ではないのか。子供を危険にさらし、人質にとって自らの愚策を遮二無に強行するなど、誠に許し難い暴挙である。

以下、各項目の矛盾する回答と開き直りに反論する。

1. 住民の代表組織の協議を、住民代表に代わって住民に告知する資格は長崎市にはない。
回覧は、9月29日に開催された懇話会の協議の結果だけでなく、平成28年6月、同29年3月にも「懇話会と協議の上」、学校周辺7自治会と小学校保護者宛に実施した、と開き直っている。
懇話会の協議結果は懇話会会長の名で発せられるのが当然なので、行政による説明文書は協議会で紹介されたものが資料として添付されるはずのものである。このような文書取り扱い、責任所在不明の処理を当然視している長崎市行政の墮落を指摘したい。猛省を求める。
2. 「早期の学校建設を推進してほしい」は、懇話会の総意ではない
総意とは、文字どおり「すべての者の意見」である。回答の「大多数の意見を『総意』としてまとめた」とは、日本語の語彙を勝手に変えて恥じない姿は驚きの他ない。
3. 文化財審議会は分析究理所遺構等を「残すべき価値がある」と答申している(9月28日)
9月28日の文化財審議会は分析究理所等の発掘調査結果を基に「残すべき価値がある」と結論した。そのことが大切な結論のポイントであるのに、回答は「遺構を取り除いて建物を建てることについては、市で判断して決定すべき」との付記部分に寄りかかり、その判断をしていなかったため翌日の懇話会には「残すべき価値がある」との文化財審議会の結論を伝えなかったと開き直っている。自らに不利な審議会の結論を知らせないなどという情報操作を行ったと平然として表明している。「対応については10月10日の文化財審議会で報告」とあるが、その内容は記されていない。ただし、11月20日付長崎新聞[情報アラカルト=お答え-]を利用して、遺跡破壊を意味する記録保存を表明している。条例制定の審査が始まる議会の審議権への介入であり、不誠実な開き直りである。
4. 杭工事の契約議案を継続審査とした理由として長崎大学との協議にふれていない
回答は「長崎大学との協議については懇話会の中で説明したが、懇話会で論点にならなかったため文書には載せなかった」と情報操作したことを言い逃れるとともに、その責任を懇話会の協議・議論にかぶせる不誠実さにはあきれ返る。率直に謝罪し訂正すべきである。
5. 外周道路計画において、工事の前提である境界確定の手続が欠落している。
外周道路の拡張において民地との境界確定が行われていないことを指摘したのに対して、「道路及び学校敷地どちらも市有地であるため、～道路拡幅工事終了後、道路と学校敷地の新たな境界確定及び分筆登記を行う」との全く的外れな回答を記している。民地との境界が不明で、どう

して道路の幅員が確定できるのか。市有財産の意図的な不適切処分がなされようとしていることを指摘したのに、この意図的にひどくずらした回答ではぐらかそうと不届き千万である。

6. 旧仁田小学校の跡地活用の説明は、住民の意見を聞かず一方的である。

回覧で主な協議内容として記していたのは、旧佐古小学校の跡地に新小学校を建設しなければ、何ら検討する必要のない事ばかりで、資産経営室、みどりの課、道路建設課の一方的で、勝手な計画や検討事項であり、これから市議会での審議、都市計画決定などの手続を必要とするものである。それにもかかわらず、さも決定された事項のごとく長々と説明したことは、住民に対しても、関連する議会や審議会などに対しても不当であると当会は指摘した。ことの重大性に対する認識のない内容軽薄な回答である。

なお、当会は、地方自治法 74 条にもとづく正当な条例制定請求の署名運動に対する長崎市の介入に厳重に抗議し、この回答の不当性を重視し、11 月 22 日長崎地方検察庁に市長と 6 人の室課長を告訴した。

*資料 小学校の建設場所についての簡易アセスメント(事前評価)

	旧佐古小跡地	旧仁田小跡地
①校地の広さ	狭い。外周道路で更に狭小化	十分広い。2箇所に対応可
②校舎等配置の容易さ	遺跡展示のため教室など配置に無理発生。体育館は高い地盤にレンジ空間の上部で、校舎から高く、使いづらい位置。教室の数確保もやっとなし。	2階に動線の基本を設けると校舎と運動場が平面で繋がりに、校舎内も1階分の上下で良いなど、配置計画や教室の数・広さ確保に余裕有り。
③通学等アクセスの良否	校区の最端にあり、悪い。道路条件が悪く、安全安心に難	旧佐古小より良い。道路の接道状況や系統が良好。
④地盤の良否	支持層まで深い	支持層まで浅い
⑤工事の容易さ	地盤状況と遺跡存在により基礎工事に困難あり。接道の悪さから、大型工事機械の搬入に難あり工事期間長引く	遺跡なし、地盤よし、接道状況良しで、工事は容易。
⑥遺跡発掘など校舎建設上の障害条件	全面的に遺跡、遺構各所に散在し、発掘に時間要す。	なし。
⑦学童保育や地域交流施設など地域要求への対応の可能性	対応する空間的余裕なし。	十分に対応できる
⑧全体としての経費や建設に要する時間	遺跡の残し方如何では大きな設計変更も発生し、困難な工事で余分な経費と時間が発生する。	極めて標準的な経費と工程で完成に至る。

